

～ 脇見・ぼんやり等漫然運転の追放・歩行者優先運転の推進～



高齢者交通安全情報 ネットワークみやざき



平成29年
第7号
平成29年7月7日発行
■宮崎県警察本部交通企画課
宮崎市旭1丁目8番28号
TEL 0985(31)0110

夏の交通安全県民総ぐるみ運動

実施期間：平成29年7月11日（火）～7月20日（木）

～ 運動の重点 ～

- 1 子供と高齢者の交通事故防止
- 2 脇見・ぼんやり等の漫然運転の追放及び歩行者優先運転の推進
- 3 交差点、自転車道、歩道、駅周辺商店街等における交通安全総点検の推進
- 4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 飲酒運転の根絶
- 6 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 7 高速道路の安全利用の推進



高齢者マークをつけて 安全運転！



個人差はありますが、年齢が高くなるとどんな人でも身体能力の衰えを感じるようになり、自動車の運転技術も少しずつ衰えていきます。

70歳以上のドライバーの皆さんは、安心を確保する一手段として活用しましょう。

一般ドライバーの皆さんへ

高齢者マークを表示した普通自動車に対して幅寄せや割り込みをした自動車運転者は処罰されます。

- 5万円以下の罰金
- 反則金(大型車7,000円、普通車または二輪車6,000円、小型特殊自動車5,000円)
- 基礎点数1点

チャイルドシートを正しく使用しましょう！

原則、6歳未満の子供はチャイルドシートの使用が義務づけられています。

子供の成長に合わせて取り付け方向を変えたい、肩ベルトの高さ調整などが必要です。

乳児用シート

体重：13kg未満

年齢：新生児～1歳ころ



幼児用シート

体重：9～18kg

年齢：1歳～4歳ころ



ジュニアシート

体重：15～36kg

年齢：4歳～10歳ころ



乳幼児(6歳未満)のチャイルドシートの使用率は64.1%(全国)ですが、年齢が高くなるにつれ着用率は低くなります。

子供の命を守るために、チャイルドシートを必ず使用しましょう。